

平成 22 年 12 月 22 日

受益者のみなさまへ

三菱UFJ投信株式会社

**「三菱 MRF (マネー・リザーブ・ファンド)」指定格付機関制度廃止  
に伴う約款変更(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱 MRF (マネー・リザーブ・ファンド)」において下記のとおり、約款変更を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは特に必要ございません。

今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

三菱 MRF (マネー・リザーブ・ファンド)

2. 変更予定日

平成 23 年 1 月 1 日(土)

3. 変更の理由および内容

変更理由

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正により、信用格付業者に対する規制が導入され、指定格付機関制度が廃止されたことに伴い、投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」の一部が改正されるため、これに併せて約款の記載変更を行います。

変更内容

- ・ 現行の「指定格付機関」の記載を「信用格付業者等」(法令の定める信用格付業者および特定関係法人)に変更します。
- ・ 現行の「格付」の記載を「信用格付」に変更します。

(変更内容の詳細および信用格付業者、特定関係法人については、別紙をご参照ください。)

以上

・ **本件に関するお問い合わせ**

**三菱UFJ投信 お客さま専用フリーダイヤル** 0120-151034

(受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く 9:00～17:00)

・ **お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ**

**お取引のある販売会社の支店へお問い合わせください。**

## 約款変更案の新旧対照表

## 三菱 MRF (マネー・リザーブ・ファンド)

変更前(旧)	変更後(新)
<p>運用の基本方針 運用方法 (1) 投資対象 (略) 投資することができる有価証券は、約款第15条第1項に定める有価証券とします。(同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の<u>指定格付機関</u>から第三位(A格相当)以上の長期格付または第二位(A-2格相当)以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。)投資することができる金融商品は約款第15条第2項に定める金融商品とします。(指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品(取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。))のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。)</p> <p>(略)</p>	<p>運用の基本方針 運用方法 (2) 投資対象 (略) 投資することができる有価証券は、約款第15条第1項に定める有価証券とします。(同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の<u>信用格付業者等(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)</u>から第三位(A格相当)以上の長期<u>信用格付</u>または第二位(A-2格相当)以上の短期<u>信用格付</u>を受けているもの、もしくは<u>信用格付</u>のない場合には委託者が当該<u>信用格付</u>と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。)投資することができる金融商品は約款第15条第2項に定める金融商品とします。(指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品(取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。))のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。)</p> <p>(略)</p>
<p>運用制限 (略) (5) 適格有価証券のうち、2社以上の<u>指定格付機関</u>から第二位(AA格相当)以上の長期格付または最上位(A-1格相当)の短期格付を受けているものもしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの(以下「第一種適格有価証券」といいます。))</p>	<p>運用制限 (略) (5) 適格有価証券のうち、2社以上の<u>信用格付業者等</u>から第二位(AA格相当)以上の長期<u>信用格付</u>または最上位(A-1格相当)の短期<u>信用格付</u>を受けているものもしくは<u>信用格付</u>のない場合には委託者が当該<u>信用格付</u>と同等の信用度を有すると判断したもの(以下「第一種適格有価証券」といいます。))</p>

<p>証券」といいます。) または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記(6)および(8)において同じ。)への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>	<p>下「第一種適格有価証券」といいます。) または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記(6)および(8)において同じ。)への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
---	--

信用格付業者・金融商品取引法の規定する「信用格付業者」とは、同法の規定により内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業を行う法人のことをいいます。

特定関係法人・金融商品取引業等に関する内閣府令の規定する「特定関係法人」とは、上記信用格付業者の関係法人(法人(信用格付業者)の子法人、法人を子法人とする他の法人又は法人を子法人とする他の法人の子法人(当該法人を除く。))であって、信用格付行為を業として行うものをいいます。)であって、金融庁長官が、当該信用格付業者の関係法人による信用格付業の業務の内容及び方法、信用格付に関する情報の公表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者をいいます。